

## 特定生産緑地(寝屋川市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

名 称	位 置	特定生産緑地の面積(ha)	公示日	図面番号
池田一丁目3	池田一丁目	0.03	令和6年12月4日	1

「区域は解除図表示のとおり」